

10 新型コロナウイルス問題

10・1 わが国の対応

2019年12月に、中国湖北省で発生した新型コロナウイルス(2019-nCoV / COVID-19)は、中国を中心に拡がり、その後、欧州にてパンデミックの傾向を見せた。3月24日現在の感染状況(累計)は、168 か国(地域)、378,287 名に及んでおり、日本でも政府(閣議了解等)による入国規制が以下のとおり行われた。

- 1月31日 中国(湖北省)を指定
- 2月12日 中国(浙江省温州市)を追加
- 2月26日 韓国(大邱広域市および慶尚北道清道県)を追加
- 3月6日 韓国(慶尚北道慶山市他)を追加
- 3月10日 イラン(アルボルズ州他)、イタリア(ベネト州他)を追加
- 3月18日 イタリア(バッレ・ダオスダ州他)、サンマリノ、スイス(ティチーノ州他)、スペイン(ナバラ州他)、アイスランドを追加
- 3月27日 欧州 21 か国およびイラン(全域)を追加

また、日本政府(閣議了解等)による検疫強化および査証制限等が中華人民共和国(香港及びマカオを含む)、韓国、欧州各国、米国等 52 か国に対して、規制されることとなった。

10・2 当協会会員への影響

当初、中国人船員、韓国人船員に限定されていた問題も、感染の拡大に伴い各国において入国規制が強化されていること、また国際(国内)航空便の運休等の理由から、乗組員の交代に大きな支障を及ぼしている。

一部の会員会社においては、4月中旬までの間、上陸禁止、乗組員交代の延期を行っている。

引き続き感染予防に努めるが、万一、日本に寄港する船舶において発症者(症状が現れたものを含む)が出た場合、(法的に入港禁止措置は取れないが)14日以上検疫錨地に留め置かれる可能性があるほか、岸壁使用許可が出ないといった実質的な締め出しということが予想されている。